

## 上越市登録商標「雪むろ酒かすラーメン」使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が保有する商標登録「雪むろ酒かすラーメン」（登録商標第6469054号。以下「商標」という。）の使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 商標を使用することができる事業者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次の要件を満たすラーメン（以下「商標使用ラーメン」とする。）を販売すること。
  - ア 上越市又は妙高市の区域内の酒蔵で生成した酒粕を使用すること。
  - イ 次条に掲げる雪室に市長が別に定める期間以上、貯蔵した食材
  - ウ 野菜、魚介類等（上越市産のものに限る。）又は発酵食品をトッピングに使用すること。
- (2) 市税を滞納していないこと。

(市が指定する雪室)

第3条 前条第1号イの食材は、次に掲げる雪室に貯蔵するものとする。

- (1) 上越市安塚地域産業振興施設条例（平成16年上越市条例第114号）第2条の雪中貯蔵施設
- (2) 和田雪室
- (3) やすづか利雪型米穀貯蔵施設
- (4) 柿崎雪中貯蔵庫
- (5) 岩の原葡萄園雪エネルギー棟
- (6) 信濃坂の雪室
- (7) あるるんの杜雪室
- (8) その他市長が指定する雪室

(商標の使用申請等)

第4条 商標の使用の承認を受けようとする人及び団体（以下「申請者」という。）は、商標「雪むろ酒かすラーメン」使用承認申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、商標の使用の可否を決定承認したときは、商標「雪むろ酒かすラーメン」使用 通知書（第2号様式）により通知す却下

るものとする。

(商標使用の有効期間)

第5条 商標使用の有効期間は、使用を承認した日から同日の属する年の翌年の4月30日までとする。

(商標使用に関する市の周知)

第6条 市長は、第4条の規定により商標の使用承認を受けた申請者（以下「商標使用承認事業者」という。）が販売する商標使用ラーメンを、市ホームページへの掲載その他の方法により周知を行うものとする。

(商標使用承認事業者の責務等)

第7条 商標使用承認事業者は、市が所有する商標であることを認識し、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について適切な実施に努めるものとする。

- (1) 品質を維持するため、生産、製造、流通及び販売における管理を徹底すること。
- (2) 雪むろ酒かすラーメンの効果的な情報発信に向けて、他の商標使用承認事業者と連携し、協力すること。

2 商標使用ラーメンの生産、製造、流通及び販売の過程において、品質等に関する事故又は苦情等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、市は一切の責任を負わないものとし、商標使用承認事業者は事故等の解決を図るため、誠意をもって必要な措置を講ずるものとする。

3 商標使用承認事業者は、事故等の内容及び解決のために講じた措置について、遅滞なく市長に報告するものとし、一般に広く知らせる必要があると認めるときは、その内容を公表するものとする。

4 前項に定めるもののほか、商標使用承認事業者は、市から商標使用ラーメンに関する事故等について報告を受けたときは、これに誠意をもって対応し、その状況を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第8条 商標使用承認事業者は、商標使用ラーメンの販売実績について、商標「雪むろ酒かすラーメン」販売実績報告書（第3号様式）により、使用を承認した日の属する年の翌年の5月31日までに、市長に報告しなければならない。

(使用承認後の報告等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、商標使用承認事業者に対して商標使用承認申請の内容に係る報告を求め、又は販売施設等へ立ち入り、若しくは商標使用申請に係る書類その他の状況を調査することができる。

(使用取下げの届出)

第10条 商標使用承認事業者は、商標を使用する必要がなくなったときは、商標「雪むろ酒かすラーメン」使用取下届出書（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

(承認の取消し)

第11条 市長は、商標使用承認事業者が次のいずれかに該当する行為をしたときは、その承認を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請により商標の使用承認を受けたとき。
- (2) その他雪むろ酒かすラーメンの商標の運用に重大な支障を来す行為又は信用を著しく損なう行為があったとき。

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から実施する。

第1号様式（第4条関係）

商標「雪むろ酒かすラーメン」使用承認申請書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

次のとおり上越市登録商標「雪むろ酒かすラーメン」の使用の承認を申請します。

商 品 名		
使 用 す る 食 材	上越市又は妙高市の区域内の酒蔵で生成した酒粕の仕入先	
	雪室に市長が別に定める期間以上、貯蔵した食材	食 材： 貯蔵先：
	野菜、魚介類等（上越市産のものに限る。） 又は発酵食品	

同意・誓約事項（□にレ点を記入してください。）

市税の滞納がないことを確認するため、  
課の職員が納税状況を閲覧することに同意します。

（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）

- (1) 暴力団の活動において認証を受けるものではありません。
- (2) 認証により暴力団に対し利益を供与することはありません。
- (3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、又は承認を取り消されることを承諾します。

上記について誓約します。（□にレ点を記入してください。）

第2号様式（第4条関係）

承認  
商標「雪むろ酒かすラーメン」使用 通知書  
却下

第 号  
年 月 日

様

上越市長 印

年 月 日付けで申請のあった商標「雪むろ酒かすラーメン」の使用について、  
と お り 承 認  
次の したので通知します。  
理由により申請を却下

承認	商 品 名	
	承 認 条 件	
却下	理 由	

第3号様式（第8条関係）

商標「雪むろ酒かすラーメン」販売実績報告書

年 月 日

(宛先) 上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

商標使用ラーメンの販売実績について、次のとおり報告します。

承認年月日	
商品名	
使用した食材	上越市又は妙高市の区域内の酒蔵で生成した酒粕の仕入先
	雪室に市長が別に定める期間以上、貯蔵した食材 食 材： 貯蔵先： 貯蔵期間 年 月 日から 年 月 日まで
	野菜、魚介類等（上越市産のものに限る。） 又は発酵食品
販売実績	販売拡大に向けた取組
	販売量（前年比）
	販売額（前年比）

第4号様式（第10条関係）

商標「雪むろ酒かすラーメン」使用取下届出書

年 月 日

（宛先）上越市長

住所（所在地）

事業者名

氏名（代表者氏名）

次のとおり商標「雪むろ酒かすラーメン」の使用を取り下げます。

承認年月日	
商品名	
取下げの理由	